

印刷用紙及びコピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準における「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の管理・運用について

平成 22 年 3 月 23 日
日本製紙連合会

平成 22 年 2 月 5 日に閣議決定された印刷用紙及びコピー用紙に係るグリーン購入法の判断基準における「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の管理運用について、日本製紙連合会の会員企業は、その規定に基づいて下記のとおり管理・運用するものとする。

記

1. 原料調達方針等において、違法伐採木材の使用禁止に加えて、持続可能な森林経営を促進する観点から、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保又は再・未利用材の有効活用に関する内容を規定すること
2. 原料調達方針等において規定された 1. の内容について、トレーサビリティレポートを提出してもらうことによってその遵守を確認すること
3. 会員企業もしくはその委託を受けた企業等は、サプライヤーや伐採地域を調査すること
4. 関係書類については、最低 5 年間保管すること
5. 毎年度の取り組み状況について、その概要を HP、環境報告書等で公表するとともに、日本製紙連合会の「違法伐採対策モニタリング事業」による監査を行なうこと。